

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！
～平成29年度『起業チャレンジ奨励事業』募集のお知らせ～

■応募対象者

事業計画に基づいて県内に事業所を設置し、交付決定日(平成 29 年 8 月 予定)以降に新たに創業する方であって次のいずれかに該当する者。

- ・個人開業予定者は、「開業届」が未提出の者。
「開業届」未提出の場合でも営業の実態が確認された場合は対象外となります。
- ・法人設立予定者は、法人登記が未了の者。

■助成対象事業

- 1 助成事業の実施期間内に創業に至る事業
- 2 1年以上の事業継続が見込まれるもの
- 3 3年以上の事業計画を策定するもの
- 4 助成対象外の事業でないもの(対象外事業の詳細については募集案内をご覧ください)

■助成事業の実施期間

交付決定日(平成 29 年 8 月 予定)から平成 30 年 2 月 28 日まで

■助成金の交付条件

創業に必要な経費(下限額は 50 万円)について、その 1/2 以内、100 万円を上限に精算払いにて助成します。ただし、2 人(商店街に事業所を設置する場合、買い物環境の改善が図られる事業の場合は 1 人)以上の新規雇用を伴う場合で、必要な経費が 200 万円を超えた場合については、上限額を 300 万円とします。

| | | 対象経費 | |
|-----|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 50～200 万円 | 200 万円超～ |
| 助成金 | 申請者以外に 2 人以上の新規雇用を伴う場合 | 上限額 100 万円 助成率 1/2 以内 | 上限額 300 万円 助成率 1/2 以内 |
| | 上記以外の場合 | | |

* 新規雇用する 2 人(商店街に事業所を設置する場合または買い物環境の改善が図られる事業の場合は 1 人)は雇用保険の一般被保険者となる労働者であり、実施期間終了時(平成 30 年 2 月 28 日)に在籍していること。ただし 3 親等以内の親族を除く。

* 対象となる商店街は、平成 26 年度新潟県商店街実態調査の対象とします。対象商店街一覧については、NICOホームページから確認してください。

■助成対象経費 ※下記の内、助成事業の実施期間に契約、取得、支払いが完了した経費が対象となります。

事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費(新築費は対象外)、事業用車輛購入費(3、5ナンバーは対象外)、法人登記費用、消耗品費等
事業促進費：人件費(本人、3 親等以内の親族を除く)、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費等

■申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ奨励事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、6 月 28 日(水)までに提出してください。

■募集期間

平成29年6月5日(月)～7月5日(水) 17:30 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム 阿部/山本
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <http://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類は NICO のホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。